随 意 契 約 結 果 表

担当課名	地域福祉課		
案件名	三田市生活安心サポートセンター事業業務委託		
案件の概要	三田市生活安心サポートセンター事業実施要綱等に基づき実施する業務一式を委託する。		
随意契約の種類	○ 随意契約	◉ 単独随意契約	
契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日	契約の相手方	社会福祉法人 三田市社会福祉協議会
契約金額	22,038,925 円 （うち消費税相当額 2,003,538 円）		
契約期間	契約を行った日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日 まで		
随意契約とした理由	本事業は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び住居確保給付金に関する相談活動、ひきこもりに関する支援事業等を行うものである。 委託先の三田市社会福祉協議会は地域の様々な生活課題や福祉問題に対し、住民組織のネットワークによる事業の展開や活動推進、あるいは住民の参加を促し、民生委員・児童委員、社会福祉施設、関係機関、ボランティア・NPO団体などと地域福祉活動計画や地域福祉計画づくりなどを通じて、行政との連携のもと地域福祉を推進してきた団体である。当該業務には、様々な関係機関や地域とのネットワークが不可欠であり、当該業務を一体的に実施できるのは、専門性及び独自の幅広いネットワークを有する三田市社会福祉協議会だけである。以上の理由により、三田市社会福祉協議会と単独随意契約を行うものである。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		